

## ふじみ野市納税通知書用封筒広告掲載取扱基準

平成29年11月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、ふじみ野市有料広告取扱要綱（平成22年ふじみ野市告示第67号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、ふじみ野市納税通知書用封筒（以下「納税通知書用封筒」という。）への有料広告の掲載の取扱いに関し必要な基準を定めるものとする。

(広告掲載の募集、申込及び受付方法)

第2条 市長は、市報ふじみ野、市ホームページ等により、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を公募するものとする。ただし、申込者が予定の数に満たないとき、又は申込みがないときは、個別に募集することができる。

2 申込者は、ふじみ野市納税通知書用封筒広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 広告の見本又は原稿

(2) 事業者については、当該事業の概要がわかる書類

(3) 資格又は免許を必要とする業種については、それを証する書類の写し

(広告掲載の決定)

第3条 市長は、前条第2項の申込書の提出を受けたときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、納税通知書用封筒広告掲載決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）又は納税通知書用封筒広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(広告の規格、色彩、位置、時期、期間又は回数)

第4条 広告の規格は、市長が指定する大きさとし、区画数は2枠以内とする。

2 広告の色彩は、市長が指定する色で単色とする。

3 広告の位置は、納税通知書用封筒の裏面で市長が指定する位置とする。

4 広告の時期は、市長が指定する月とする。

5 広告の期間は、前項の市長が指定する月からおおむね1年間とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告掲載1回につき、1枠当たり、100,000円とする。

2 第3条の決定通知書の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告の作成及び提出)

第6条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日及び場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第7条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又は要綱、ふじみ野市有料広告の掲載基準及び広告主の責務に関する要領（以下「要領」という。）若しくはこの基準に抵触していると判断したときは、広告主に対し広告の内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第8条 要綱第12条の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合において、市に損害が生じたときは、市長は、広告主に対しその賠償を求めることができる。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、要綱第13条及び要領第4項に掲げるもののほか、次に掲げる責務を負うものとする。

(1) 広告の掲載により、第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(2) 広告掲載の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成29年11月1日から施行する。